

総務委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

（2）使用料・手数料の見直し時期について

資料 使用料・手数料の見直し時期の延期について

令和2年7月30日

財政局

使用料・手数料の見直し時期の延期について

1 これまでの経過等

(1) 全庁的な使用料・手数料の見直しについて

- ・施設・サービスを利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保する観点から平成26年7月に「使用料・手数料の設定基準」を策定し、同基準の考え方にに基づき、平成29年4月に全庁的な使用料・手数料の見直しを実施しました。
- ・上記基準においては、概ね4年ごとに原価計算に基づき使用料・手数料の見直しを行うこととしており、次回の見直しは、令和3年4月に実施予定としていました。

(2) 使用料・手数料に係る消費税の扱いについて

- ・使用料・手数料に係る消費税については、これまで、消費税法上の特例が設けられている一般会計においては、施設利用者等への配慮などから、公の施設の使用料等に、消費税の負担の転嫁を行ってきませんでした。
 - ・一方で上記の対応は、施設利用者等への配慮という側面があった一方で、施設やサービスを利用しない市民が、施設利用者等が負担すべき消費税の負担を、「市税」により負ってきたことを意味しており、受益と負担の適正化が図られていない状況であったことから、一般会計についても、「消費税の負担」を施設利用者等に適切に転嫁することとしました。
- ⇒ 「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応」(令和元年11月)を策定

2 令和3年4月に予定していた使用料・手数料見直しの基本的な考え方

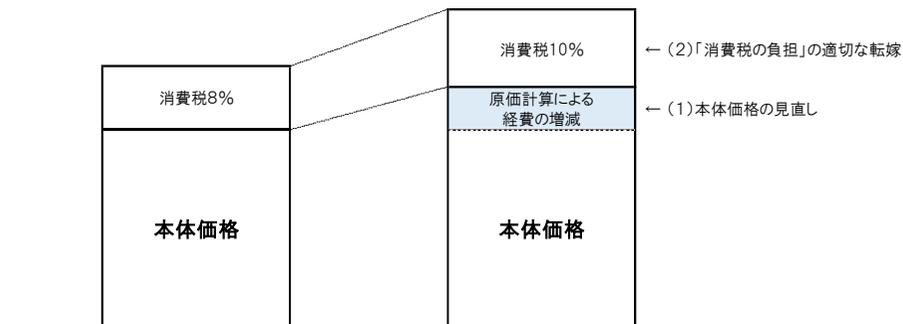
(1) 本体価格の見直し

平成27～30年度決算額をベースとした原価計算や、消費税率引上げによる経費増を反映します。

(2) 「消費税の負担」の適切な転嫁

(1)の本体価格に、消費税率10%を乗じ、「消費税の負担」を適切に転嫁します。

【イメージ図】



【参考：前回（平成29年4月）の見直し内容】

《本体価格の見直しの基準等》

- ・使用料は標準的受益者負担割合と受益者負担率の実績に±20%以上かい離が生じている場合
- ・単価見直しの幅は、使用料は現行料金の1.1倍、手数料は1.5倍を上限

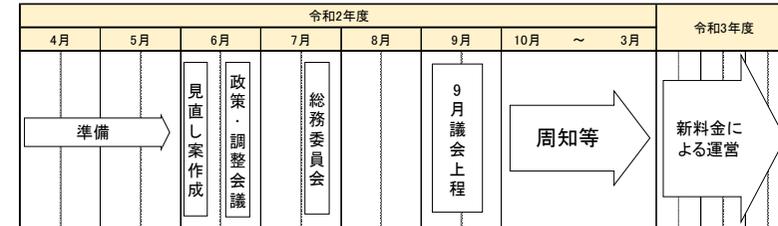
《見直し対象》

使用料 6施設/42施設(影響額 約0.5億円) 手数料 7件/96件(影響額約4.2億円)

3 今後のスケジュール

新型コロナウイルス感染症に伴う社会経済状況の変化による市民生活への影響を踏まえ、令和3年4月に予定していた使用料・手数料の見直しを延期することとしました。

【当初のスケジュール】



⇒ 昨今の状況下における市民生活への影響を踏まえ、1年以上の延期を行います

【見直し時期を1年延期した場合のスケジュール】

